

統一地方選挙の投票所における投票用紙の誤交付について

1 概要

港北区内の投票所で、県内への市外転出者である選挙人1人に対し、本来、市議会議員選挙の選挙権がないにもかかわらず、投票用紙を交付し、投票させる事案が発生しました。

2 発生日時

令和5年4月9日（日）午前10時30分頃

3 場所

港北区第18投票所 師岡町会館（港北区師岡町329番地）

4 経緯

3月27日（月）に市外転出した当該選挙人が、本日、午前10時30分頃、「投票のご案内」を持って投票に訪れました。バーコードを読み取ると、選挙人名簿を照合する端末に「職員を呼んでください。該当の選挙人は県内転出者です」とのメッセージが出たため、名簿照合係の民間従事者が投票所の事務主任を呼び、確認を求めました。

投票所の事務主任は、港北区選挙管理委員会本部（以下、「区選管本部」という。）に「県内転出者のメッセージが表示されたが、3選挙すべて投票できるのか教えてほしい」と問合せをしたところ、対応した区選管本部応援職員が「3選挙すべて投票できる」と誤って回答したため、本来選挙権のない市議会議員選挙の投票用紙を交付し、投票させてしまいました。

5 原因

区選管本部応援職員は、投票所から問合せを受けた際、投票に関する知識不足により誤って回答してしまいました。

6 再発防止に向けた取組

投票の資格に関する問合せは、区選管本部応援職員ではなく、必ず区選管書記が回答することを徹底します。

7 投票の取扱い

投票箱は開票まで開けることができず、また、どの投票用紙が誤交付されたものか判別できないため、他の投票と同様に取り扱います。

8 港北区選挙管理委員会 卯都木隆幸 書記長（港北区副区長）のコメント

このたびは、本市全体で適正な事務執行に努めている中、このような選挙事務の信頼性を損なう事故を起こしてしまい大変申し訳ございません。今後はこのようなことのないよう、選挙事務の適正な執行について、改めて選挙従事者の指導を徹底してまいります。

お問合せ先

港北区選挙管理委員会書記次長（港北区総務課長） 野村 絹恵 Tel 045-540-2204